



## 【一般職業紹介の状況】

### 求 職

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求職者数	363	242	121	▲6.2	▲8.3
有効求職者数	1,398	903	495	0.2	▲7.5

### 求 人

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求人数	997	557	440	27.7	15.1
有効求人数	2,311	1,497	814	▲3.0	2.3

### 求 人 倍 率

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求人倍率	2.75	2.30	3.64	0.73	0.56
有効求人倍率	1.65	1.66	1.64	▲0.06	0.16

### 紹 介 ・ 就 職

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
紹介件数	369	259	110	▲1.3	▲17.1
就職件数	107	60	47	▲0.9	▲17.1

(▲は減少)

求人倍率：求職者に対する求人の比率

(新規求人倍率＝新規求人数／新規求職者数　有効求人倍率＝有効求人数／有効求職者数)

## 【雇用保険の状況】

### 雇用保険適用

区 分	男	女	計			うち事務組合委託
				対前月比	対前年比	
適用事業所数			1,021	0.6	5.6	322
資格取得者数	283	276	559	▲37.1	22.3	50
資格喪失者数	166	142	308	▲49.7	20.8	31
被保険者数	14,663	7,974	22,637	1.1	4.6	2,260

### 雇用保険給付

区 分	受給資格	決定件数	受給者	実人員	支給額 (千円)	
		対前年比		対前年比		対前年比
一般求職者給付	132	12.8	230	▲16.7	23,968	▲26.3
高齢求職者給付	16	▲36.0	21	▲12.5	5,080	▲9.4
短期特例一時金			0	—	0	—
再就職手当			17	70.0	6,593	133.7
就業手当			0	—	0	—

## 賃金情報(中途採用時・職業別)

職業別	項目		一般			パート				
	求人賃金		求職賃金			求人賃金		求職賃金		
	上限	下限	性計	男	女	上限	下限	性計	男	女
職業計	281,810	203,466	187,711	208,292	165,178	1,133	903	834	887	826
管理的職業										
専門的・技術的職業	264,885	210,474	208,928	236,428	181,428	1,451	1,150	1,060	1,150	1,037
事務的職業	225,594	161,011	171,333	201,111	166,078	888	830	823	900	817
販売の職業	299,500	176,100	206,153	247,500	170,000	1,422	823	785		785
サービスの職業	322,875	235,876	168,500	180,000	164,666	1,069	906	832	800	834
保安の職業			166,666	166,666		800	800			
農林漁業の職業	223,333	166,666	200,000	200,000		916	900	750	750	
生産工程の職業	257,462	190,021	176,896	182,727	158,571	1,216	1,066	802		802
輸送・機械運転の職業	261,484	208,804	220,000	224,375	150,000					
建設・採掘の職業	298,900	186,123	213,333	213,333				800	800	
運搬・清掃の職業	164,172	153,220	171,176	186,666	134,000	868	824	799	900	784
分類不能の職業			193,846	208,000	146,666			815	830	810

\* この情報は、当月中に受理した求人及び求職に係る賃金で、一般の場合は基本給及び定額的に支払われる手当の合計額、パートの場合は時間額です。

\* 求職賃金は、一般は希望月額で、パートは希望時間額です。賃金額は、求人・求職いずれも税込み額です。

\* 金額は、いずれも平均額で、「-」は対象データがないことを表示しています。

## 職業別 求人・求職の状況

職業別	項目			パート		
	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
職業計	1,286	903	1.42	692	494	1.40
管理的職業	0	3	0.00	0	0	0.00
専門・技術的職業	124	112	1.11	54	55	0.98
事務的職業	204	244	0.84	25	129	0.19
販売の職業	288	88	3.27	123	32	3.84
サービスの職業	232	76	3.05	330	70	4.71
保安の職業	0	7	0.00	1	3	0.33
生産工程の職業	164	111	1.48	34	23	1.48
輸送・機械運転の職業	97	56	1.73	6	7	0.86
建設・採掘の職業	82	25	3.28	3	2	1.50
運搬・清掃等の職業	84	100	0.84	105	120	0.88
その他の職業	11	81	0.14	11	53	0.21

\* 求人数、求職者数、求人倍率は全て月間有効数を対象にしています。

\* 一般、パートとも常用(臨時等は除く)です。

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を試行的に雇用する事業主の皆さまへ

## トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）のご案内

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆さまには、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いします。

### 助成金の支給額

対象者1人当たり、**月額最大4万円（最長3カ月間）**

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、  
若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合  
いずれも1人当たり**月額5万円（最長3カ月間）**となります。

事前にトライアル雇用求人（ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※）に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

※ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

### 「トライアル雇用」の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業※<sup>1</sup>に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※<sup>2</sup>
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※<sup>3</sup>

※1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※2 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・安定した職業に就いている人
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・学校在籍中で卒業していない人（卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります）
- ・他の事業所でトライアル雇用期間中の人

#### 平成28年4月からの変更内容のお知らせ

トライアル雇用の活用により雇い入れた対象者（母子家庭の母等、父子家庭の父及び中国残留邦人等永住帰国者）を、トライアル雇用終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の一部を受給することが出来るようになりました。詳細は特定求職者雇用開発助成金のリーフレットをご確認ください。

<ご注意>

- ◆派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。
- ◆トライアル雇用求人の選考中の人数が求人数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。  
例えば、求人1人に対し、トライアル雇用の選考中の人5人に達した場合は、6人目はトライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆求人数を超えたトライアル雇用は実施できません。
- ◆トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようにしてください。

#### 平成29年4月からのお知らせ

中小建設事業主が若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として、一定期間試行雇用しトライアル雇用助成金の支給を受けた場合に、建設労働者確保育成助成金の受給ができるようになりました。詳細は建設労働者確保育成助成金のリーフレットをご確認ください。

